

保険医療機関等管理システム及び給与システムの

機器更改に係る確認事項

保険医療機関等管理システム及び給与システムの機器更改にあたり、次の事項を確認する。

1. 今回の機器更改は、既存システムの変更や他システムとの連動など、これまでの確認を変更するものではないこと。
2. 機器更改にあたり使用方法の改善など業務軽減を目的とするものであり、よって担当者の労働条件改善に資するものであること。
3. 操作に当たっては、オンライン操作に係る「覚書」「具体的確認事項」に準じること。 ✓
4. このシステム及び使用機器は、確認した以外の目的には使用しないこと。
5. システム及び使用機器の変更や問題等が生じた場合は、その都度協議を行うこと。
6. 各県段階においても事前に労使間での確認を行うこと。

2001年7月13日

社会保険庁総務部
総務課長

自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

平成14年4月以降の国民年金事務見直しにおける届書の入力委託の実施にあたり、次のとおり確認する。

1. 今回の見直しに係る届書の入力委託については、これまでの「覚書」「確認事項」の基本姿勢に基づいたものであること。
2. しかしながら、厳しい定員事情等から当面の対応としての位置付けであること。
3. 実施にあたっては、「覚書」「確認事項」の基本姿勢を踏まえるとともに、各県や現場の意向を十分尊重するものであること。
4. 実施上問題が生じた場合は、その都度速やかに協議すること。

2001年12月12日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

「可搬型照会用窓口装置の導入」及び「届書の磁気媒体化の実施」にあたり、以下の事項について、確認する。

記

1. 「可搬型照会用窓口装置」及び「届書の磁気媒体化」の導入は、職員の労働条件改善、住民サービス向上に資するものとする。
2. 使用範囲や使用にあたってのルールなどについては、各県の実情に応じた対応、十分な協議を保障すること
3. 「可搬型照会用窓口装置」及び「届書の磁気媒体化」の導入にあたっては、「覚書」「確認事項」を遵守すること。
4. 「可搬型照会用窓口装置」の導入にあたり、ノルマの設定等、労働強化を行わないこと。
5. 事故防止対策、セキュリティー対策を万全に行うこと。
6. 導入後に生ずる問題については、その都度現場の意見を尊重し、速やかに対応すること。

2002年3月20日

社会保険庁総務部
総務課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

昼休みにおける窓口の対応及びオンライン稼働時間の変更にあたり、次のとおり確認する。

1. 昼休みにおける窓口対応は、地域住民のニーズ、地域の実情等を考慮し、職場で対応できる必要最小限の体制で行うものであること。
2. オンライン稼働時間の変更は、現行の勤務形態を変更するものではなく、勤務時間内で対応するものであること。
3. 休憩場所の確保など環境整備に配慮するとともに、行政の混乱を招くことのないように責任ある対応を図るものであること。
4. 問題が生じた場合は、別途協議するものであること。

2002年10月21日

社会保険庁総務部職員課長

自治労国費評議会事務局長

確 認 事 項

「徴収簿及び決算報告事務等の機械化（ADAMS）」及び「診療報酬明細書等のDVD化」実施にあたり、以下の事項について確認する。

記

1. 「徴収簿及び決算報告事務等の機械化（ADAMS）」及び「診療報酬明細書等のDVD化」実施は、職員の労働条件改善と医療保険者の機能強化が求められる中での効率化・効果的レセプト点検の実施を目的とし、数字の締め付け等の労働強化や労務管理強化、人員削減につながらないものとする。
2. 機械操作になじめない者への差別や疎外が生じないように、事前に十分な研修の実施や手作業部分の確保等、配慮を行うものとする。
3. 働きやすい職場環境の実現に努めるとともに、引き続き、オンライン「覚書」「確認事項」を遵守すること。
4. データ、プライバシー保護、セキュリティ対策を万全に行うこと。
5. 必要な予算は十分措置すること。
6. 実施にあたって、各県の実情に応じた対応や十分な協議を保障すること。また、導入後に生ずる問題については、その都度現場の意見を尊重し、速やかに対応すること。

2002年12月20日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「社会保険庁LANシステムの構築」にあたり、下記の事項について確認する。

記

1. 「社会保険庁LANシステムの構築」は、多忙な職場実態の改善と業務省力を目的に実施することとし、人員削減や労働強化、労務管理強化につながらないものとする。
2. 機械操作になじめない者への差別や疎外が生じないように、誰もが操作できる簡易なシステム構築や十分な事前研修の実施、手作業部分の確保等、配慮を行うこと。
3. 「社会保険庁LANシステムの構築」にあたって、データ・プライバシー保護、セキュリティ対策を万全に行うこと。
4. 社会保険庁LANシステム操作に携わる者へオンライン「覚書・具体的確認事項」を準用するとともに、引き続き、働きやすい職場環境と健康管理に十分努めること。
5. 必要な予算は十分措置すること。
6. 実施にあたり各県の実情に応じた対応や十分な協議を保障すること。また、実施後に生ずる問題については、その都度現場の意見を尊重し対応するとともに、活用方法やシステム追加等にあたっては自治労国費評議会と事前協議すること。

2003年2月19日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「職場におけるパソコンの導入及び使用」にあたり、下記の事項について確認する。

記

1. 職場へのパソコン導入は、多忙な職場実態の改善と業務簡素化・軽減や権利行使拡大など労働条件向上を目的とし、人員削減や労働強化、労務管理強化につながらないものとする。
2. 機械操作になじめない者への差別や疎外、特定の職員に専門させないよう、誰もが操作できるための事前研修の実施等、十分配慮を行うこと。
3. パソコン活用にあたって、職場における機器・データ管理の徹底と、フロッピーディスク（FD）を持ち出し禁止する等、データ・プライバシー保護、セキュリティ対策を万全に行うこと。
4. パソコン操作に携わる者へオンライン「覚書・具体的確認事項」を準用するとともに、引き続き、働きやすい職場環境と健康管理に十分努めること。
5. 業務に必要なパソコンや周辺機器等の設置については、当局責任で措置することとし、必要な予算は十分確保すること。
6. 社会保険庁LANシステムへの接続や電子政府化関連業務との関わり、全国共通のシステム開発等にあたっては、職場の意見を尊重し、自治労国費評議会と協議のうえ対応すること。
7. パソコンの職場への導入、パソコン活用にかかる具体的取扱いや使用業務範囲等については、業務軽減を図ることを目的に各県・職場での十分な協議のうえに進めること。あわせて、すでに各県段階でパソコン業務の取扱い等にかかる確認事項については、それを尊重すること。

2003年2月19日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確 認 メ モ

国民年金推進員に対する勤勉給与の支給に当たって、下記の事項について確認する。

記

1. 推進員活動の実績向上に向けた給与体系のあり方については、引き続き検討を行い、推進員の処遇改善に努力すること。
2. 勤勉給与の支給対象者及び支給割合については、実施状況を踏まえ、今後見直しを行うこと。
3. 今回の勤勉給与の支給は、活動実績及び勤務状況が優秀な推進員に支給するものであり、一般職員の勤勉手当に係る成績率に影響を与えるものではないこと。
4. その他、問題が生じた場合は、その都度協議を行うこと。

2003年5月15日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「被保険者証のカード化（一人一枚化）及び証更新」の実施にあたり、下記の事項について確認する。

記

1. 様々な社会保険行政のサービス提供や、被保険者等への利便性向上に、今後とも努めること。
2. 多忙な職場実態の中で全力をあげている職員に、一層の労働強化とならないよう十分配慮すること。また、権利・健康の確保、労働条件・処遇向上に向け努力すること。
3. 徴収事務の強化やきめ細やかな年金相談等、求められる社会保険行政に十分応えることができるよう、引き続き、定員増に向け最大限努力すること。
4. 来訪者にとって利用しやすい庁舎整備、働きやすい職場環境に向け努力すること。
5. 必要な予算は十分確保すること。
6. 実施にあたり各県の実情に沿った対応や十分な協議を保障すること。また、実施後に生ずる問題については自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2003年6月25日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「社会保険庁LANシステムの管理規程等」の具体的実施にあたっては、「社会保険庁LANシステムの構築に係る確認事項（2003年2月19日）」を遵守するとともに、改めて下記の事項について確認する。

記

1. 多忙な職場実態の改善と業務省力を目的とし、人員削減や労働強化、労務管理強化につながらないものとする。
2. 誰もが操作でき、機械操作になじめない者への差別や疎外が生じないように、現場段階での十分な事前研修の実施や手作業部分の確保等、配慮を行うこと。
3. データ・プライバシー保護、セキュリティ対策を万全に行うこと。
4. 社会保険庁LANシステムに携わる者へのオンライン「覚書・具体的確認事項」の準用など、働きやすい職場環境と健康管理に十分努めること。また、必要な予算は十分確保すること。
5. 社会保険庁LANシステムの使用範囲の拡大や新たなシステム開発、接続などにあたっては、自治労国費評議会と事前協議すること。
6. 実施にあたっては各県の実情に応じた対応と十分な協議を保障すること。また、実施後に生ずる問題については、その都度自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2003年7月3日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

「健康保険・厚生年金保険適用関係届書の入力業務の外注化」の実施にあたり、下記の事項について確認する。

記

1. 「適用関係届書の入力業務の外注化」は、厳しい職場実態の改善と、その効果を社会保険職場に求められる「親切・丁寧な相談対応」など行政サービスの向上に振り向け、職員が「働きがい」や「生きがい」を感じることでできる職場の実現につなげることを目的とすること。また、「対人サービス業務にシフト」の具体化については画一的に行うことなく、地域・職場の実情に応じて対応できることとし、各県段階で十分協議すること。
2. 行政サービスの後退や混乱を招かないよう実施時期・内容等を含め各県で十分協議のうえ実施することとし、社会保険庁からの一方的な強要は行わないこと。
また、「当面、磁気媒体（FD）化による実施が困難な社会保険事務局」に対する真摯な協議等、社会保険庁として対応すること。
3. 対人サービス向上に対応できる定員増を図ること。また、外注化を理由とした定員削減や職場の縮小は行わないこと。
4. プライバシー保護やセキュリティ対策、事故防止対策等について万全を期すこと。
5. 業務に必要な事務スペースの確保や機器の増設等を行うこと。また、必要な予算は十分確保すること。
6. 実施後についても、引き続き、各県実態や要望事項の掌握と、プログラム改善等に当たっては十分な事前検証の上に立ち、行うこと。また、実施上問題が生じた場合、その都度自治労国費評議会と事前協議するとともに、プログラム改善等や各県要望に対し速やかに対処すること。

2003年7月14日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会

-9事務局長

確認事項

「社会保険と労働保険の徴収事務一元化」の実施にあたり、下記の事項について確認する。

記

1. 「社会保険と労働保険の徴収事務一元化」の実施にあたっては、様々な社会保険行政のサービス提供と事業主等への利便性向上、また職場の不安解消に向け、今後とも努めること。
2. 多忙な職場実態の中で全力をあげている職員に、一層の労働強化とならないよう十分配慮すること。また、権利・健康の確保、労働条件・処遇向上、来訪者にとって利用しやすい庁舎整備、働きやすい職場環境に向け努力すること。
3. 徴収事務の充実等、求められる社会保険行政に十分応えることができるよう、引き続き、定員増に向け最大限努力すること。
4. 必要な予算は十分確保すること。
5. 実施にあたり各県の実情に沿った対応や十分な協議を保障すること。また、今後予定される業務拡大等については事前に自治労国費評議会と十分協議すること。
6. 実施後に生ずる問題については自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2003年9月30日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

「申請・届出等手続の電子化の実施」及び「インターネットによる申請・届書の提供」の具体的実施にあたって、下記の事項について確認する。

記

1. 様々な社会保険行政のサービス提供や事業主等への利便性向上を目的とし、人員削減や労働強化、労務管理強化につながるものではないこと。また、業務の省力化を図り、労働条件向上、処遇改善に向け引き続き努めることとする。
2. 実施に伴い職場組織機構の改編や社会保険事務局、社会保険事務所、社会保険業務センターの事務の所掌及び管轄の変更は行わないこと。
3. 誰もが操作でき、機械操作になじめない者への差別や疎外が生じないように、現場段階での事前研修の実施や手作業部分の確保等、十分配慮を行うこと。
4. データ・プライバシー保護、セキュリティ対策を万全に行うこと。
5. 「申請・届出等手続の電子化の実施」及び「インターネットによる申請・届書の提供」の実施にあたって、業務に携わる者へのオンライン「覚書・具体的確認事項」の遵守や、働きやすい職場環境と健康管理に十分努めること。また、必要な予算は十分確保すること。
6. 「申請・届出等手続の電子化の実施」及び「インターネットによる申請・届書の提供」の実施範囲の拡大や新たなシステム開発などにあたっては、自治労国費評議会と事前協議すること。
7. 実施にあたっては、各県の実情に応じた対応と十分な協議を保障すること。また、実施後に生ずる問題については、その都度自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2003年10月1日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「平成 15 年度における国民年金推進員（町村担当）の設置について」、「国民年金保険料収納指導員の職務変更」及び「平成 15 年度における国民年金保険料の強制徴収の取扱いについて」の実施にあたり、下記の事項について確認する。

記

1. 行政サービスの向上、労働条件の向上に資するものであること。
2. 職場組織機構の変更、定員の見直し、人員削減は行わないこと。求められる社会保険行政に応えるべく、引き続き定員増に向け努力すること。
3. 労働強化、労務管理強化に結びつくものではなく、事務所間や各県ごとの競争を煽ること、ノルマの設定や締め付けは行わないこと。
4. 一方的な実施は行わず、各県の実情に応じた対応と十分な協議を保障すること。また、必要な予算については責任を持って確保すること。
5. 「平成 15 年度における国民年金推進員（町村担当）の設置」にあたっては、各県の要望を踏まえることとし、一方的な設置は行わないこと。
6. 「国民年金保険料収納指導員の職務変更」の実施にあたっては、各県での十分な協議を保障のうえ、分任発令については、職務内容に応じて各県において判断するものとし、一律全員発令など画一的な対応は行わないこと。また、処遇改善に努めること。
7. 「平成 15 年度における国民年金保険料の強制徴収の取扱い」の実施にあたっては、職場が混乱することなく、社会保険行政に対する信頼を増すことに資するものとする。また、法的対応等が生じた場合は、各県任せとせず社会保険庁としても責任をもって対応すること。

2003 年 10 月 15 日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

効率化・合理化課題に係る「年金相談関係3課題」の実施にあたって、下記の事項について確認する。

記

1. 様々な社会保険行政のサービス提供や被保険者への利便性向上を目的とし、人員削減や労働強化、労務管理強化につながるものではないこと。
2. 年金相談業務については、基本的には社会保険事務所で行う業務であること。将来的には各社会保険事務所において、年金相談と一元的に見込額照会の受付・回答事務が行えるよう、人員の確保や庁舎整備等の予算措置など、社会保険事務所における相談体制の整備を確実に図ること。
3. 実施に伴い職場組織機構の改編や社会保険事務局、社会保険事務所、社会保険業務センターの事務の所掌及び管轄の変更は行わないこと。
4. データ・プライバシー保護、セキュリティ対策を万全に行うこと。
5. 年金見込額の試算対象年齢の50歳への引き下げについては、改めて国費評議会と事前協議を行うこと。
6. 実施にあたっては、各県の実情に応じた対応と十分な協議を保障すること。
また、実施後に生ずる問題については、その都度自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2003年12月9日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確 認 事 項

「被保険者原票等閲覧システムの導入」の実施にあたって、下記の事項について確認する。

記

1. 様々な社会保険行政のサービス提供や事業主等への利便性向上を目的とし、中央への権限集中、人員削減や労働強化・労務管理強化につながるものではないこと。
2. 実施に伴い職場組織機構の改編や社会保険事務局、社会保険事務所、社会保険業務センターの事務の所掌・管轄の変更及び謝金職員の削減等を行わないこと。
3. 誰もが操作でき、機械操作になじめない者への差別や疎外が生じないように、現場段階での事前研修の実施や手作業部分の確保等、十分配慮を行うこと。
4. データ・プライバシー保護、セキュリティ対策を万全に行うこと。
5. 資格記録照会及び年金相談業務については、社会保険事務所で一元的に受付・回答事務が行えるよう、人員の確保や庁舎整備等の予算措置など、体制の整備を図ること。また、資格記録の補正入力処理については、現行どおり管轄の各事務所で行うこと。
6. 実施にあたっては、各県の実情に応じた対応と十分な協議を保障すること。また、実施後に生ずる問題については、その都度自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2003年12月9日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「被保険者記録 58 歳通知及び年金見込額の提供」の実施にあたり次のとおり確認する。

記

1. 社会保険事務所は、将来にわたり社会保険事業の第一線の窓口機関として位置付け、社会保険行政サービスを担う地域拠点として、その充実をはかること
2. 年金行政の窓口は、地域・住民に身近な社会保険事務所が将来に渡り担うこととし、対面相談を基本に、個々人の年金加入記録等に応じたきめ細かな相談・届出指導等を行うことのできる体制の確立に努めること
3. ターンアラウンド方式による「裁定請求書の事前送付」の実施については、自治労国費評議会と事前に協議することとし、裁定請求書返送先は社会保険事務所とすること。また、年金相談・年金裁定業務は将来に渡り、社会保険事務所で行うこと
4. 被保険者からの問い合わせ対応を充実させ、トラブルや混乱が生じないように、予算・電話回線・人的対応など体制整備に責任を持って対応すること
5. データ・プライバシー保護に万全を期すること
6. 実施後に生ずる問題については、その都度自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること

2004年2月10日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「業務の集約化による一括共同処理」の実施にあたり、つぎのとおり確認する

記

1. 社会保険事務所は、将来にわたり社会保険事業の第一線窓口機関として位置付け、対人サービス業務を公的に担う地域拠点として、その充実をはかること。
2. 業務の集約化の実施にあたっては、「社会保険事務所中心主義」に立ち、社会保険事務所の統廃合・縮小や定員の削減を行わないこと。
3. 業務の集約化の実施にあたっては、各県の実情に応じて実施するとともに、作業スペース、オンライン機器の確保、通信容量の増大、PM 増設、人的配置など、必要な予算について十分確保すること。また、カード発行機配置などについて、各県の実情に基づいた対応をはかること。
4. 実施後に生ずる問題については、その都度国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2004年2月25日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「社会保険相談員等が窓口装置を操作すること」にあたり、以下の事項について確認する。

記

窓口装置の操作の対象業務については、「社会保険相談員等が窓口装置を操作することについての確認事項」（平成9年1月10日）において、適用・徴収業務及び相談業務、レセプト点検業務等に関する記録の照写・出力に限るものとしてきたが、業務の効率化・合理化を図るため、社会保険相談員及び社会保険適用事務員のうち、長期にわたり社会保険の職員としての経歴を有する者の中から、社会保険事務局長が適当と認めた者で本人の同意を得た者は、必要に応じ窓口装置による入力ができることとする。

なお、この場合の取扱い等は次によるものとする。

1. 操作の対象業務は事務局事務センターで一括して行う委託対象届書等の入力・補正処理に限るものとする。
2. 操作に際して使用する磁気カードは、事務局事務センターで入力・補正処理を行う社会保険相談員等用として、別に作成・配付することとする。
3. 窓口装置の操作を行う社会保険相談員等については、一般職員と同様「具体的確認事項」を適用する。
4. 引き続き社会保険相談員等の処遇改善に努めること。
5. 実施にあたっては、各地方社会保険事務局段階で十分協議する。
6. この取扱いについて問題が生じた場合は、その都度国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し、対応すること。

2004年3月5日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「可搬型照会用窓口装置の使用範囲の変更」にあたり、以下の事項について確認する。

記

1. 2002年3月20日に確認した「可搬型照会用窓口装置の導入」における確認事項を引き続き遵守すること。
2. 「可搬型照会用窓口装置の使用範囲」について、これまでの「出張相談」、「国民年金の保険料徴収」、「事業所調査等」に、「業務に支障のない範囲で、社会保険事務局長が必要と認めた業務」を加える。
3. 前記2における「業務に支障のない範囲で、社会保険事務局長が必要と認めた業務」については、安易に拡大することのないよう努めること。
4. 問題が生じた場合は、その都度国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し、対応すること。

2004年3月5日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者等の指導について」の変更（医療費通知の12ヶ月化等の実施）にあたり、下記の事項について確認する。

記

1. 医療保険事業及び社会保険行政サービスの充実に資することを目的とし、労働条件確保をはじめとした体制整備に努めること。
2. 人員削減、労働強化や労務管理強化につながるものではなく、事務所間や各県ごとの競争をおおること、ノルマの設定や締め付けは行わないこと。
3. 必要な予算や周辺機器については、責任を持って確保すること。
4. データ・プライバシー保護対策を万全に行なうこと。
5. 実施にあたっては、各県の実情に応じた対応と十分な協議を保障すること。また、実施後に生ずる問題については、その都度自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2003年3月5日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長

確認事項

「社会保険・労働保険徴収事務センターの滞納整理事務」の実施にあたり、下記の事項について確認する。

記

1. 社会保険事務所を単位・基本として行政運営を進め、社会保険行政のサービス提供と事業主等への利便性向上、職場環境整備に向け、今後とも努めること。
2. 職員の労働強化とならないよう十分配慮すること。また、権利・健康の確保、労働条件・処遇向上に向け、人的措置及び業務内容の簡素化を図ること。
3. 実施にあたっては十分な条件整備を行ったうえ、対応可能なものから段階的な実施とすること。
4. 必要な予算は十分確保すること。
5. 実施にあたり各県の実情に沿った対応や十分な協議を保障すること。また、実施後においても検証を進め、定期的な意見要望集約に基づき問題点の解消に努力すること。
6. 実施後に生ずる問題については、自治労国費評議会と事前協議するとともに、現場の意見を尊重し対応すること。

2004年3月22日

社会保険庁総務部
職員課長

自治労国費評議会
事務局長